

多摩地域福祉有償運送運営協議会
(令和5年度 第2回)

会議録

会議名	令和5年度第2回多摩地域福祉有償運送運営協議会
日時	令和6年1月31日（水） 午後2時～午後4時
場所	オンラインにて実施
確認者	委員 田淵、谷口、中村、金井、後藤、島津、町田、高橋、堀田、門井（鎌塚委員の代理出席） 伊藤、山田、野村
	事務局 多摩市（稲城市・羽村市は委員に同席）
欠席委員	尾崎
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 運営協議会に協議申請された事項の審査について (2) 福祉有償運送シンポジウム <ol style="list-style-type: none"> ①福祉有償運送制度改正について ②運転者の確保、高齢化する運転者への対応 ③安全な福祉車両の運行について 3. その他
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	3名
資料	<p>【事前送付資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 次第 (2) 令和5年度第1回運営協議会協議予定団体一覧 (3) 更新登録申請団体要件確認表（1団体・1件分） (4) 変更協議申請団体家計書類（4団体・4件分） (5) シンポジウム資料① (6) シンポジウム資料② (7) シンポジウム資料③ (8) 【資料1】多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿 (9) 【資料2】79条登録団体等一覧表 (10) 【資料3】需給状況等一覧（3市分） (11) 多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱 (12) 運営協議会におけるWEB会議の各種留意事項について

(開 会)

【運営協議会事務局】 定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第2回多摩地域福祉有償運送運営協議会を開催いたします。運営協議会事務局の多摩市でございます。

委員の皆様におかれましてはお忙しいところ出席いただき誠にありがとうございます。会議の進行については事前に配布しております次第に沿い進行をいたしますので、よろしく願いいたします。

早速ですが、資料の確認、それから会議運営上の確認事項について、説明をさせていただきます。

まず、資料の確認でございます。委員の皆様には、先日お送りさせていただいていますが、1つ目が次第、2つ目に令和5年度第2回運営協議会協議予定団体一覧、3つ目が更新登録申請団体要件確認表、続きまして4つ目が変更協議団体関係書類、こちらは1つの紙で兼ねています。続きまして、シンポジウムの資料となります①②③と3つございます。続いて、資料1として多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿、続きまして、資料2で79条登録団体等一覧表、資料3として需給状況等一覧（3市分）でございます。そして、多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱、最後になりますが、運営協議会におけるWEB会議の各種留意事項についてでございます。

皆様、お手元に資料ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、続いて、会議を開催するに当たりまして、運営上の留意事項について御説明をさせていただきます。

本会議は、設置要綱第11条の規定により、運営協議会は原則公開となっております。公開用の会議録を作成いたしますので、発言を録音させていただきます。そのため発言される方は、大変恐れ入りますが氏名を述べていただいておりますとお話をいただくと大変助かります。よろしくお願いいたします。

また、ウェブ会議を本日もさせていただいておりますので、通常時はマイクをミュートにさせていただくようお願いいたします。御発言の際には、マイクをオンにいただきまして御発言をお願いいたします。また、終わりましたら再びミュートにさせていただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、公開用の会議録につきましては、発言者の名前を会長、副会長、委員、事務局という表示に変更いたします。個人のお名前は表示いたしません。

また、傍聴の方にも連絡いたします。

協議の妨げになると会長が判断をした場合は、非公開とすることができる規定となっておりますので、このような場合は強制退室していただきます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

では、式次第に沿いまして、会長より進行をお願いいたします。

では、会長、よろしくお願い申し上げます。

【会長】 ただいまより令和5年度第2回多摩地域福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

本日の出席委員は12名であります。設置要綱第7条1項に定める定足数を満たしております。

初めに、本協議会委員の紹介について、事務局からお願いいたします。

【運営協議会事務局】 では、委員の皆様、第1回に引き続きまして本日2回目、よろしくお願いいたします。

本日は、住民代表委員より御欠席の連絡をいただいております。また、運輸支局委員は代理で御出席をいただいております。そのほか委員の皆様の変更等はありません。

紹介に当たりましては、配付しております資料1の多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿に氏名等の記載をさせていただいておりますので、そちらを御参照いただければと思います。

【運営協議会事務局】 すみません。今現在1名まだ出席されていなかったので、途中からの参加になると思います。以上でございます。

（運営協議会に協議申請された事項の審査について）

【会長】 ありがとうございます。それでは、式次第に従って、(1)運営協議会に協議申請された事項の審査についてです。

初めに、事務局から説明をお願いいたします。

【運営協議会事務局】 それでは、運営協議会に協議申請されました事項の審査について御説明をさせていただきます。

皆様、お手元の資料の協議予定団体一覧を御確認ください。

今回の協議では、更新及び変更協議の団体が1団体、変更協議のみの団体が3団体、合わせて4団体について協議をお願いいたします。

なお、各市の需給状況については、円滑な会議運営を図る観点から、事務局から一括して御説明をいたしますので御容赦のほどお願いいたします。ただし、対価の変更に係る説明等について補足がある場合は、必要に応じて各自治体の皆様から御説明をお願いいたします。

最後に、全ての協議団体に共通する事項につきまして、事務局のほうから周知をさせていただきます。

申請書類の形式的要件につきましては、所管の自治体及び事務局にて確認をしております。

東京運輸支局への年度実績報告の提出、車両の表示、車内への登録証の整備、運行記録簿や点検簿の記入状況、旅客名簿の適切な管理、事故記録簿や苦情処理簿の配備等につきましては、所管の自治体を確認をしているところでございます。その結果、重大な事故の発生は各団体ともございませんでした。法令の遵守につきましては、各団体より宣誓書の提出を受けまして、所管の自治体及び事務局において確認をしております。

各自治体において、運営記録簿等の書類を確認しております。あわせまして、使用車両につきましても確認をし、適正に管理、運営がなされている状況であることを確認いたしました。

事務局より説明は以上でございます。

【会長】 それでは、No. 1から順に各団体の審査概要につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【運営協議会事務局】 それでは、内容の確認としまして、更新協議申請については、配付しております更新登録申請団体要件確認表に基づきまして、変更協議申請については、配付をしている自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書、それから利用対価新旧対照表、利用対価表、地域のタクシー運賃料金比較表に基づき説明をいたします。

皆様のお手元にあります資料のほうを、どうぞお手元に御用意ください。

一番最初に、No. 1 の八王子市の社会福祉法人みずき福祉会でございます。

更新登録申請団体要件確認表を御覧いただきまして、要件の確認表に関して運送対象、損害賠償措置に変更がございます。

今回変更協議を行う内容は、運送の対価でございます。そちらにつきましては、A 4 の用紙になってございますので、そちらを御確認ください。変更の理由ですが、福祉有償運送事業単体の赤字を解消し、運転者の処遇改善につなげるためでございます。

続きまして、No. 2、八王子市の社会福祉法人もくば会でございます。

こちらから3つの団体につきましては、協議内容は変更のみでございます。

今回変更協議をする内容は、運送の対価でございます。変更の理由については、福祉有償運送事業単体の赤字を解消し、運転者の処遇改善につなげるためでございます。

3つ目の調布市のNPO法人調布ハンディキャブでございます。

今回変更協議する内容は、同じく運送の対価でございます。

変更の理由ですが、同一施設利用者の送迎のニーズに対応するため、複数乗車を導入するものがございます。

最後に、4つ目の小平市のNPO法人移動サービス・バイユアセルフでございます。

今回変更協議する内容は、運送の対価及び運送の対価以外の対価でございます。

変更の内容ですが、最低賃金の引上げを踏まえた変更及び利用料金の簡明化のためでございます。

以上が主な内容でございます。

続きまして、対象地域の需給状況について説明いたします。

資料については、お手元の3-1から3-3を参照願います。

本資料は、協議団体が属する対象地域の人口、運送事業ごとの保有台数等状況、介護保険・障害認定者の人数をまとめたものとなります。各数値については、資料に記載のとおりですので審議の際に御活用ください。

また、各自治体の対象団体に対し、事前に研修等の状況及び70歳以上のドライバーの方への対応について質問をさせていただいています。回答内容を同資料に記載してございます。あわせて、市町村で行っている公共交通施策についても資料に記載してございます。御確認のほどお願いいたします。こちらは審議の参考情報として御活用ください。

本審議以降の協議団体についても同様の資料を添付させていただいております。内容は各地域の状況を記載したものでございまして、内容は同様のものとなっております。本審議以降の需給状況の説明については、資料の紹介をもって代えさせていただきます。

事務局からの説明を終わります。

【会長】 それでは、更新に係る前回更新時からの変更点及び各市の需給状況等補足に係る説明については、事務局から説明のあったとおりでございます。

それでは、No. 1 から No. 4 までの審査を一括して行います。

更新に係る前回更新時からの変更点及び各市の需給状況等補足に係る説明については、事務局から説明があったとおりでございます。

それでは、これより審議に移りたいと思います。

事前に各委員から質問をいただいた事項について、団体ごとに事務局から回答を説明してください。

質疑に対する回答の補足説明は、該当の市もしくは当該団体の方からお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【運営協議会事務局】 では、事務局より事前質問があった事項について説明させていただきます。なお、会議の円滑進行のために、事前にいただいた質問及びそのほかの回答については、現在画面に共有をしておりますので、皆様どうぞそちらのほうを御覧ください。

まず、No. 1 の社会福祉法人みずき福祉会に対しましては、御質問は 10 点いただいたところでございます。

内容及び回答は画面共有のとおりでございます。

運送の対価への変更への質問や対価変更により収支のバランスは取れているかなどの御質問をいただいております。

各団体から回答はいただいておりますが、以上の点について団体側から補足及び説明がございましたらお願いいたします。

八王子市の方、またみずき福祉会の方、何か補足説明ございますでしょうか。

【社会福祉法人みずき福祉会】 みずき福祉会です。

特に補足はございません。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。

委員の皆様、事前に御質問もいただいておりますが、ほか何かございますでしょうか。

(挙手する者あり)

【委員】 1 点ちょっと確認させていただきたいのですが、この質問上の 2 番の中で、このタイミングでの輸送の対価を変更する理由の中で、自粛していた外出が再開したためということで、利用者が増えたという状況の中で対価を変更するという事だったんですけども、その辺のちょっと理由がぴんとこないものですから、利用者が増えたことによって逆に団体としての収入が増えると思うんですけども、外出が再開して利用者が増えたことによって今回対価を変更するというところの理由をちょっともう一度御説明いただけますでしょうか。

【運営協議会事務局】 御質問ありがとうございます。

では、みずき福祉会さん、お願いいたします。

【社会福祉法人みずき福祉会】 外出が再開いたしまして、車両を使って出かけることが増えるのとともに、利用者様がちょっと重度化しているという状況がございまして、今まで 1 台か 2 台の車両で外出に行けていたものが台数を増やさなければいけないという状況もありまして、ちょっと経費的に厳しくなってきたというところがございます。

【運営協議会事務局】 委員、お願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。

最後の1台を2台ということなんですけれども、利用者1人に対して複数の車両で対応するというので理解してよろしいでしょうか。

【社会福祉法人みずき福祉会】 複数の利用者さんで1台でいけていたものが、途中で発作があって御自宅に送らなければいけないとか、同乗しているほかの利用者様が気になってしまってちょっと手が出てしまうというような方がいて、マンツーマンで、運転手と御利用者さん1名で、車をさらに1台出さなければいけないという状況です。分かりにくくてすみません。

【委員】 どうもありがとうございます。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。

このほかございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(挙手する者あり)

【会長】 手を挙げています。

【運営協議会事務局】 御質問お願いいたします。

【委員】 今の質問をしたのはもともと私なんですけれども、一応内容としては、結局1人の輸送に対して2台動かなきゃいけなくなっちゃったという理解なんですか。今まで、さっき言った……。

【社会福祉法人みずき福祉会】 すみません。1回の外出に対して車両が1台で済んでいたものが2台必要になったということですが、複数同乗というのがちょっと難しいケースが出てきたために、1回の外出で車の台数を増やす必要があるということ。お一人に対して……。

【委員】 今まではずっと複数乗車が前提だったんですか。

【社会福祉法人みずき福祉会】 そうですね。外出の場合は複数で乗車することが多かったです。

【委員】 今まで複数で乗車できていたから交通経費とかがもらえていたのが、それが単独乗車に変わってしまったから、複数乗車分もらえなくなったから値上げする必要が出てきたという理解でいいんですか。

【社会福祉法人みずき福祉会】 そうですね。走行する距離がトータルで増えるということ。はい。

【委員】 ちょっとこのところが論理的によく分からないんですけど、今まで複数乗っていた方が単独になったから、結果として料金が減ってしまうから値上げという理解でいいんですか。

【社会福祉法人みずき福祉会】 そういうことになるかと思います。

【委員】 そういうことですよね。だからさっき言った言い方だと、何か1回の1人の人が2人になってとかいろいろちょっと分からなかったんで、ちょっとそこを整理するための質問でした。以上です。

【運営協議会事務局】 ほかございますでしょうか。

【会長】 質問ありますでしょうか。特によろしいですか。

(挙手する者なし)

特に質問はよろしいわけですね。

それでは、次に No. 2 のほうに移りたいと思います。

それでは、事務局から御説明よろしくお願ひいたします。

【運営協議会事務局】 では、事務局より No. 2 について、事前に質問のあった事項について説明をさせていただきます。

No. 2 は、社会福祉法人もくば会に対しての質問でございます。

質問は2点いただいております。

内容に関しては御覧になられておりでございまして、このタイミングでの運送の対価を変更する理由、また、対価の変更に伴い収支のバランスは取れますかという御質問になってございます。

以上の点につきまして、団体側から補足及び説明がありましたらお願ひいたします。

【社会福祉法人もくば会】 特に補足はありません。

【運営協議会事務局】 ほか、委員の皆様、御質問ございますでしょうか。

(挙手する者なし)

【会長】 特になければ、それでは No. 3 のほうをお願ひいたします。

事務局、御説明お願ひいたします。

【運営協議会事務局】 では、No. 3 について、事務局より事前に御質問いただいた内容について説明をさせていただきます。

No. 3 は、NPO法人調布ハンディキャブに対しての御質問でございます。

質問は7点ございました。

質問としては、先ほどと同様になりますが、運送の対価を変更する理由であったりとか、今回複数乗車を導入されるということなのでどのような事例があるのかとか、そういった御質問になってございます。

以上の点につきまして、団体側から補足及び説明がありましたらお願ひいたします。

【NPO法人調布ハンディキャブ】 調布ハンディキャブです。

特に補足はございません。以上です。

【運営協議会事務局】 特に補足の説明はなしということですのでよろしいでしょうか。

【NPO法人調布ハンディキャブ】 はい、特にございません。

【運営協議会事務局】 では、委員の皆様、何か御質問等ございますでしょうか。

(挙手する者あり)

【委員】 御丁寧な対応をどうもありがとうございます。

この回答も複数乗車、運送の対価を変更する理由という形もございまして、あと、その2番目と複数乗車という形になっているんですけども、これは今後とも何か増えていくような形、それかこのケースがレアケースで、下のほうにはドライバー不足とあるんですけど、この3か月ぐらいの見通しでも結構なんですけど、こういうのがほかにも認められたら増えそうなのかどうなのかという、ちょっと見通しだけいただければと思います。

【NPO法人調布ハンディキャブ】 調布ハンディキャブです。

運送ボランティアさんのなかなか採用といいますか、募集のあったときに通らず、急に増えるということはないですが、今3人の方ぐらいから要請は来ています。ただ、安易に複数乗車をしようとは考えていません。以上です。

【委員】 分かりました。

じゃあ今日の前で困っている方がいらっしゃるんで、その方に対応するためにこの申請という理解でよろしいですね。はい、ありがとうございます。

【NPO法人調布ハンディキャブ】 よろしくをお願いします。

【運営協議会事務局】 ほかがございますでしょうか。

【委員】 よろしいでしょうか。

【運営協議会事務局】 はい、お願いいたします。

【委員】 複数乗車を行うというところで、これまでと違った運行管理、運行指示など出てくるかと思いますが、現時点で何か工夫されていることや、ちょっと今後こういったことが困るだろうなあというふうに想定されることはございますでしょうか。

【NPO法人調布ハンディキャブ】 複数乗車に関しまして、ドライバーなんですけれども、今までその方々を送迎していたドライバーさんに基本的にしていただこうと思っています。慣れていくといいますか、お互いに道も分かっている利用者さんもそのドライバーのことを理解している、そういうドライバーさんに継続してしていただこうと考えています。

新規で新たに複数の輸送となった場合には、またそのドライバーさんに関しては特定な人間にお願いしたいなど。簡単にいいますと、いろんな人間が、ドライバーさんがするのではなくて、絞ってドライバーさんに対応していただきたいと考えています。以上です。

【委員】 ありがとうございます。

【運営協議会事務局】 ほか、皆様よろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

【会長】 それでは、No. 3を終了して、No. 4のほうに移りたいと思います。

事務局で御説明をお願いいたします。

【運営協議会事務局】 それでは、No. 4、NPO法人移動サービス・バイユアセルフに対しての質問を御説明いたします。

御質問は4点いただきました。

内容及び回答は、画面共有をさせていただいておりますとおりでございます。

運送の対価を変更する理由や距離料金を廃止する理由など、御質問に出ているところがございます。

団体から補足及び説明がございましたらお願いいたします。

【小平市】 小平市です。

本日、協議団体と一緒に同席して出席をさせていただいております。

いただいた御意見に関しましては記載させていただいたとおりで特に補足はございません。以上です。

【運営協議会事務局】 では、委員の皆様方から質問等々ございますでしょうか。

(挙手する者あり)

【委員】 この質問にはなかったですけど、結局さっき、このコロナが収まったので外出がすごい増えてきたという形ですけども、バイユアセルフさんの場合は、移送の需要とってはおかしいかもしれないですけど、そちらのほうなんかはやっぱり増えているんですか、増えていないんですか。

【NPO法人移動サービス・バイユアセルフ】 移動サービス・バイユアセルフです。

需要に関しては、コロナが終わってコロナ前ぐらいまで、同じぐらいになっています、回数的にも。

【委員】 それは新規の利用者なんでしょうか、それか元の利用者が戻ってきたということでしょうか。

【NPO法人移動サービス・バイユアセルフ】 両方ですね。新規もぼつぼつ、毎年はあるんですけども、今まで御利用されていた方も、やめられた方もいらっしゃるんで、それも含めて、ここ二、三年で一番低いときよりは回数は増えてはいます。

【委員】 分かりました。

今、タクシー料金も実は多摩地域のほうも11月20日から値上げをして、一部乗り控えが出てきているんじゃないかという説もあるんですね。特に南多摩交通圏のほうはそれが顕著に出ているという話もあるんですけど、こちら小平市のほうで見ますと、こういうふうに対価を変更した場合、これぐらいの負担だったら問題ないのかなという感じなんですかね。それかやっぱり利用者のほうから見てこういうような形で、利用者は分かりやすくなるんですけども、それについては何らか、まだ言っているかどうか分からないんですけども、言った場合、その対応として普通に受け入れられるのかどうかと、そこら辺の見通しとかはございますか。

【NPO法人移動サービス・バイユアセルフ】 そうですね。前回値上げしたのが、私、ちょっと事業所の記録を調べまして、2008年頃、その前がさらに10年前で1997年頃で、10年ちょっとぐらい置きにはどうしても値上げせざるを得ないような、物価の値上がりとかガソリン代等ありまして、その都度お手紙を出しておりまして、御利用者様も理解を得られていますので、前回から含めて十何年たって、実際最低賃金をちょっと上げざるを得ないという説明で、実際負担額は、計算すると100円から300円ぐらい1回の御利用で高くなるぐらいの計算上で、ちょっと御理解いただけるかなという見通しはあります。

【委員】 承知しました。

御利用者の理解がちゃんとしてきているのであれば問題ないと思います。ありがとうございます。

【運営協議会事務局】 ほか、委員の皆様、いかがでしょうか。

(挙手する者なし)

【会長】 ありがとうございます。

特に質疑応答がほかにないようであれば、No. 1からNo. 4の4団体審査について、協議会として了承するというところでよろしいでしょうか。

特に御意見ありませんか。

(了の意思表示あり)

御異議がなかったということで、皆様から了承をいただきましたので、設置要綱第7条第2項に定める過半数以上の決が採れました。これにより、協議会で了承を得た旨を可決いたします。ありがとうございました。

以上をもちまして、議題の運営協議会に協議申請された事項の審査について終了とします。

続いて、(2)福祉有償運送シンポジウムでございます。

シンポジウムの開催前に、今回のシンポジウムに出席される委員の報酬について、決議を行いたいと思います。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

【運営協議会事務局】 では、事務局のほうから説明をさせていただきます。

まず最初に、開催の経緯を簡単に御説明させていただきます。

今回のシンポジウム開催に当たりましては、平成30年度頃より福祉有償運送の勉強会の実施が議論されていたところでございます。コロナ禍などの影響によりまして延期されていたような状況でございましたが、今回初めて開催する運びとなったものでございます。

次に、勉強会の報酬に関してでございます。

各委員及び構成市町に御案内させていただきましたとおり、現在の要綱上では勉強会の出演に対する報酬の記載がございません。協議会設置要綱第16条により、協議会の決議でこれを決定させていただきます。別途報酬を支給したいと考えております。

今回の支給対象となる委員は、シンポジウムに出演されます委員の3名でございます。

東京運輸支局より御出席をいただいております委員につきましては、要綱第9条により官公庁からの出席委員は対象としないとされているため、支給対象外とさせていただきます。

今回出演いただきます委員の皆様は、事務局と会長で協議の上決定をさせていただきました。

なお、金額は出席に対する報酬と同額と予定しております。総額で2万7,000円となる見込みでございます。

協議会の決議により、シンポジウムの報酬支給を行うことは今回限りとし、来年度以降は、勉強会出演に対する報酬を要綱上に定める要綱改正を行う予定でございます。

協議会を構成する各市町村には事前に調査をさせていただきまして、賛同をいただいていることを確認しております。

改めて決議に入る前に委員及び構成市町村より、この場で御意見等ございますでしょうか。

(挙手する者なし)

では、以上、事務局からの説明は終わります。

【会長】 それでは、決議に入ります。

利害関係の観点から支給対象である出演者を除いた委員で決議を行います。

勉強会の出演に対して報酬を支払うことについて、賛成いただける場合は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

事務局の方、賛成多数ということでよろしいですか。

全員の賛成が確認できましたので、本件は可決いたしました。

それではこれより、司会進行を委員をお願いいたします。

(福祉有償運送シンポジウム)

※シンポジウム部分については要点のみ記載する。

全体テーマ「～福祉有償運送の制度改正と運行現場の課題解決への処方箋～」

テーマ① 福祉有償運送制度改正について

テーマ② 運転者の確保、高齢化する運転者への対応について

テーマ③ 安全な福祉車両の運行について

【テーマ① 福祉有償運送制度改正について】

令和5年8月より順次改正されている道路運送法施行規則の改正及び通達の改正について解説があった。

〈施行規則改正① 運転者証の車内掲示の削除について〉

- ・運転者証の作成及び車内掲示義務が廃止。代わりに運送団体の名称と車のナンバー、対価を車内へ掲示。様式や掲示場所の指定はなし。

〈施行規則改正② 運営協議会の位置づけについて〉

- ・福祉有償運送等の協議を行う運営協議会が地域公共交通会議に一本化。既存の運営協議会はみなし規定によりそのまま存続可能。
- ・みなし規定の期間の定めは特になし。

〈施行規則改正③ 更新登録の手続簡素化と事業者協力型自家用有償運送の連携拡大〉

- ・事業者協力型の業務内容に配車サービスの提供が追加。
- ・運輸支局への更新登録の手続は簡素化されたが、実際にどのようにやっていくか。更新登録を行う団体は、申請書類を協議会事務局に事前チェックいただいていたが、これをすべて簡素化してしまうと制度が大分変わってしまうため、各運営協議会の事務局と今後どのようにやっていくかご相談させていただきながら進めていきたい。

「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の改正（令和5年12月28日改正）

- ・更新登録時の協議方法が簡素化され、書面開催のような簡易的な方法でも認められることが明文化された。

「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」の改正（令和5年12月28日改正）

- ・対価の目安がタクシーの運賃の2分の1から8割まで引き上げられた。担い手不足に対応。
- ・「利用者から収受する対価の取扱いに係る考え方について」にて、8割とした基準を明確化。人件費、燃料費、車両修繕費、車両償却費など。
- ・実際の対価の取扱い、どれぐらいの金額設定が望ましいかというところは運営協議会において協議する必要がある。あくまでも8割は目安で、これに拘束されるものではない。
- ・「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」にて、都内特別区・武三地区と多摩地区それぞれの8割の対価を公表。

【テーマ② 運転者の確保、高齢化する運転者への対応について】

〈運転者の確保〉

- ・平成 18 年と令和 4 年を比べると、車両数は交通空白地が徐々に増加しているが、福祉有償運送に関しては平成 28 年をピークに減少傾向にある。
- ・全国規模で団体数は福祉有償運送のほうはあまり変化がないが、車両台数は減少傾向にあり、提供数を増やしたくても増やせないような実態、担い手が足りないという課題が推測できる。
- ・国交省の研究資料の中のアンケート調査の結果、回答数が高い上位 3 つに「ドライバーが高齢化している」「ドライバーが不足している」という項目がどこも上がっており、共通の課題となっている。
- ・この対応として、他市では、市が介護保険被保険者証や保険料額決定通知を送付する際に、担い手育成講習の案内を同封して講習会を開催し、修了者には担い手団体を紹介している例がある。
- ・また、成人大学や生涯大学等の講座で運転者講習を実施、情報提供をしている例や、市民祭りなどに地元の NPO が出店して関心のある方を見つけたり、運行車両にボランティア募集のステッカーの掲示や実施団体の説明会を開いたりしているところがある。
- ・戸別の訪問調査や生活課題を考える学習会など学ぶ機会をつくる。日頃は触れることのない切実な実態を知ると担い手の原動力になる。
- ・負担感の軽減も効果がある。運転と添乗の 2 人体制や、使う車両は自分の自家用車と団体所有車両のどちらかを選択可能とすることや、希望のエリアを聞いてあげるなど、入りやすいやり方を試みる。

〈高齢化する運転者への対応〉

- ・75 歳から 80 歳で元気に活動している方が意外といらっしゃる。
- ・例として、毎年個別面談して意思確認、それから実技講習を受ける。それから年齢制限はつけられないけれども、運転以外の担当に徐々に変わっていただくことを提案するなど。どこかで決めたルールを守るというよりも、NPO の内部で話し合っていて決めていくことが大事。
- ・研修の内容を考えるのも、年齢上限を決めたりするのも、よくよく話し合っていたきたい。ただ、80 代でも活動している人はいるが、活動のスタートが 80 歳を過ぎてからというのはお薦めできない。自分の癖や変化に対する意識が育っている状態で 80 歳を迎えるのであればともかく、80 歳でデビューというのは難しいと感じる。
- ・自主管理基準をつくっておられる例を紹介する。70 歳以降は実技講習会での適齢診断を毎年受けていただく。基本は 75 歳までだが、75 歳を超えても本人がやりたいというときには、場合によって毎年審査をしながら延長を行う場合がある。ここの団体では最長上限年齢を 77 歳としている。

【テーマ③ 安全な福祉車両の運行について】

- ・福祉車両といった場合、回転シート型の車両、車椅子型の車両、寝台型の車両と分類される場合が多いなかで、車椅子型の車両が主流となっている。

〈介護タクシーの流れ〉

- ・予約が入ると顧客台帳作成→受付表作成。
- ・介護タクシーの顧客台帳では身長と体重がポイント。あまりにも体重が多過ぎると男性の職員が対応する必要がある。
- ・予約受付表で、家の前の段差の有無や、一戸建て等住居の種別、どこに駐車可能かを記録。
- ・予約前日に確認の電話をする。これは忘れてしまうということの防止と、利用者の体調変化の確認をしている。そのほか、出庫点呼時に(1)運転手の体調、(2)体温管理、(3)睡眠時間、(4)道路状況、(5)通行許可証の準備、(6)帰りの手配依頼書を確認していて、注意表でも再確認する。
- ・注意表に運行の際どんなことを注意しているのかを記載している。右腕が骨折、リハビリ中で物忘れあり、左足が利きにくく一人での歩行は無理、など。これは運行前日に確認する。
- ・この注意表が安全な福祉車両の運行の基本となっていて、例えばつえがないとか、そうすると本人が焦ってしまう。そういうときに事故が起きやすい。焦らせないのが一番のポイント。
- ・利用者当日の体調を確認する。歯医者に行こうとしたところ体調不良になってかかりつけ医のほうに行き先を変更したというケースもある。注意表にある確認、玄関からの見守り、乗車介助、体調に合った対応、運転を心がける。
- ・往復の利用の場合は、利用者が帰りの乗車を忘れないよう、また、誤って通常のタクシーを配車しないように、帰りの手配依頼書を渡している。
- ・介助日報ではトラブル防止のため、顧客の情報走行キロや行き帰りの金額や時間について記載している。介助日報から、顧客台帳、注意表のほうに転記される。
- ・帰宅時の送迎の場合、待ち合わせ場所の確認。最初に乗ったところでの乗車ならよいが、病院内だと他の棟のほうが歩かなくて済むからというようなお願いもあるので、必ず待ち合わせ場所を確認している。
- ・帰庫点呼のときに、介助日報で得られた情報を注意表などに反映して次回に生かす。

【質疑応答】

テーマ①について

Q. みなし規定について、一本化する場合は、どこかで意思決定をするのか、みなし規定を適用する場合も、この運営協議会は地域公共交通会議とみなしますといった意思決定を行う必要があるのか。

A. 特にそこまでの規定はなく、このまま存続していくか統合するかというのは、関係者間で合意を取ればよいかと思う。

テーマ②について

Q. 65歳になった方に対して介護保険者証を送る際に運転者の担い手育成講習の案内も一緒に送っている事例があったように、多摩の運営協議会に関わっている自治体でも、運行の研修でなくとも、各団体のドライバー募集のようなビラを入れていただければドライバーも増やすこともできるのではと思ったので、各自治体で検討いただきたい。

A. 有償運送団体のチラシや研修案内を地元の市町村が入れてもらえないかという話であれば対応もしやすいと思うので、ぜひ将来に向けて事務局から問題提起をしていただければありがたい。

A. 以前も同様の募集をやれないかというのを運営協議会で話に上がったことがある。せっかく自治体が運営協議会に出てきている中で、支え合いという形でできないか。自治体からの募集という信頼度係数が高いと思う。

テーマ③について

Q. 運行に関する台帳はどういった形式で管理しているか、また、車両設備が故障した場合など、運行が難しい場合の対応について。

A. 台帳の管理について、原本は紙だが、紙の内容をウェブで共有してクラウドに上げており、配車際に確認できるようになっている。

故障時の対応について、リフターの故障などもあるが、やはり部品交換が必要な場合は数ヶ月待ちのような可能性があるので、複数車両で動かしている。

その他、ドライバーが体調等の理由により数か月休んでしまい、その運転者を指名していた方が違う運転者をお願いするような場合。やはり利用者さんとの相性というのがあるので、これも次の課題になるのかと思っている。

その他

Q. 今後の福祉有償運送と、ライドシェアと、それからタクシー会社の介護タクシーと、そういったところのすみ分けとか、今後の方向性について何かお考えをお持ちであれば教えていただきたい。

A. 法律がどう動くか分からなく、かつ行政通達も出ていない中、今コメントするにはちょっと時期尚早かと思う。

(その他)

【会長】 進行及びご出演いただいた皆様、ありがとうございました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。運営協議会事務局へ進行を戻し、事務局から連絡事項等あればお願いします。

【運営協議会事務局】 皆様、本日はお忙しい中、協議会の円滑な運営に御協力いただき、誠にありがとうございました。途中、すみません、音声が乱れる場面がございまして、大変申し訳ありませんでした。

本日をもって、令和5年度に予定しておりました多摩地域福祉有償運送運営協議会につきましては終了となります。

来年度は、多摩市から稲城市に代表市が変わります。稲城市が来年度は協議会の運営を行いますので、皆様、どうぞよろしく願いいたします。

今回多摩市、代表市としての1年間の協議会の運営に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

では、これにて会議のほうは終了となります。議事録のほうは作成しましたら、また皆様に確認もさせていただきます。先ほど委員よりいただきました、メッセージ等何かございましたら、どうぞ多摩市の事務局のほうにお寄せください。よろしくお願いいたします。

では、終了いたします。順次御退出のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。